

# 北海道家庭教育サポート企業等制度実施要綱

(平成18年9月6日教育長決定)

(平成23年1月18日一部改正)

(平成27年5月14日一部改正)

(平成31年2月15日一部改正)

## 第1 目的

この要綱は、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等が北海道教育委員会教育長と協定を締結し、相互に協力の上、北海道における家庭教育の一層の推進を図ることを目的とする。

## 第2 取組内容

北海道教育委員会教育長（以下「教育長」という。）と家庭教育の推進に関する協定（以下「協定」という。）を締結する企業等（以下「協定締結企業等」という。）は、次に掲げる取組1から取組4までのうちから1項目以上並びに取組5及び取組6のうちから1項目以上に取り組みなければならない。

| 取組 | 項目           | 取組概要   |
|----|--------------|--|
| 1  | 職場の子育て環境づくり  | 従業員を対象に家庭教育の職場研修等を開催したり、家庭教育に関する資料等を掲示したりするなど、企業等が家庭教育の推進や子育てを支援するための環境づくりの取組を進める。   |
| 2  | 職場見学や職場体験の実施 | 子どもたちを対象とした職場見学や職場体験を実施するなど、働くことの意義について考えたり、話し合う機会をつくるための取組を進める。   |
| 3  | 地域行事への協力・支援  | 子どもたちが参加する地域行事の企画・運営を行ったり、物的・人的な協力を行うなど、企業等が地域住民の一員として地域行事への協力・支援を行うための取組を進める。   |
| 4  | 学校行事への参加促進   | 従業員が参観日等の学校行事へ参加することができるように、企業等が従業員に対して働きかけを行ったり、休暇を取りやすくするための職場環境づくりの取組を進める。  |
| 5  | 生活リズム向上の取組   | 従業員の家庭において、子どもが早寝、早起きをし、親子で朝ごはんをとるように働きかけを行うなど、子どもの生活リズムを向上させるための取組を進める。   |
| 6  | 「道民家庭の日」等の普及 | 従業員に対して毎月第3日曜日の「道民家庭の日」や毎月第1・3日曜日の「ノーゲームデー」、毎年11月1日の「北海道教育の日」を普及・啓発するとともに、「道民家庭の日」や「ノーゲームデー」は家族の団らんの日として、職場の行事等を実施しない取組を進める。 |

## 第3 協定の申込み

企業等は、協定の申込みをするときは、北海道家庭教育サポート企業等制度申込書（別記第1号様式）及び北海道家庭教育サポート企業等制度取組計画書（別記第2号様式）を教育長に提出しなければならない。

## 第4 協定の締結

- 1 教育長は、企業等から第3に規定する申込みがあった場合で、当該申込みの内容が適正であると認めるときは、北海道家庭教育サポート企業等制度協定書（別記第3号様式。以下「協定書」という。）により速やかに当該企業等と協定書を締結するものとする。
- 2 教育長は、前記1により企業等と協定を締結した場合、北海道家庭教育サポート企業等登録簿（別記第4号様式）に該当企業等の名称を登録し、その旨を公表するものとする。
- 3 企業等は、前記1により教育長と協定を締結した場合は、当該企業等の従業員にその旨を周知するものとする。

## 第5 協定の期間

協定の期間は、協定締結の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了時に協定締結企業等から申し出がない場合は、同一の条件で更新するものとする。

## 第6 取組の支援

教育長は、協定締結企業等から当該企業等の家庭教育に対する取組に関し、申出があった場合は、次に掲げる支援を行うことができる。

- 1 協定締結企業等の家庭教育に関する取組を教育委員会が所管するホームページ等に掲載すること。
- 2 家庭教育に関する啓発資料を協定締結企業等に配布すること。
- 3 協定締結企業等が従業員のために開催する職場研修等に講師を派遣すること。

## 第7 取組状況の報告

協定締結企業等は、北海道家庭教育サポート企業等制度取組状況報告書（別記第5号様式）により、当該年度の取組状況を毎年度終了後30日以内に教育長に報告するものとする。

## 第8 協定内容の変更

協定締結企業等は、次に掲げる協定内容に変更があった場合、北海道家庭教育サポート企業等制度協定内容変更届出書（別記第6号様式）により、その旨を届け出なければならない。

- 1 企業名
- 2 住所
- 3 業務内容
- 4 電話
- 5 F A X
- 6 E-mail
- 7 公式ホームページURL

## 第9 協定の解除

- 1 協定締結企業等は、申出により協定を解除することができる。
- 2 協定締結企業等が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、教育長は、協定を解除し、その旨を公表することができる。
  - (1) 協定書に定める取組を履行していない、又は怠っていると認めたとき。
  - (2) (1)に掲げる場合のほか、協定に違反し、その違反により協定の目的を達しがたいと認められたとき。
  - (3) 上記のほか、信用失墜行為があったと認めたとき。

## 第10 協定書の返還

第9の1及び2により協定が解除された場合は、協定締結企業等は、速やかに協定書を教育長に返還しなければならない。

## 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、生涯学習推進局長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

### 附 則

この要綱の一部改正は、平成23年1月18日から施行する。

### 附 則

この要綱の一部改正は、平成27年5月14日から施行する。

### 附 則

この要綱の一部改正は、平成31年2月15日から施行する。